

京都市道路構造条例（平成25年3月29日京都市条例第 92 号）（建設局建設企画部監理検査課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、道路法の一部が改正され、本市が管理する府道及び市道を新設又は改築する場合における道路の構造の技術的基準について、条例で定めることとされたため、当該基準を定めることとしました。

- (1) 一般的技術的基準（第4条～第40条）
- (2) 技術的基準の特例（第41条～第43条）
- (3) 自転車専用道路、歩行者専用道路等に関する技術的基準（第44条・第45条）

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市道路構造条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 92 号

京都市道路構造条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 一般的技術的基準（第4条～第40条）

第3章 技術的基準の特例（第41条～第43条）

第4章 自転車専用道路、歩行者専用道路等に関する技術的基準（第44条・第45条）

第5章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、本市が管理する府道及び市道の構造の技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

(2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

(3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

(4) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。

(5) 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道

の部分（副道を除く。）をいう。

- (6) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- (7) 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方に余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (11) 副道 盛土、切土その他の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道部分をいう。
- (12) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (13) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方に余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。
- (14) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道部分をいう。
- (15) 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。
- (16) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、主として交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場に設けられる島状の施設をいう。
- (17) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (18) 植樹ます 樹木を植栽するために縁石で区画して設けられる施設をいう。
- (19) 路上施設 道路の附属物（法第2条第2項第7号に掲げる共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。

(20) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、沿道の土地利用の状況、将来の自動車交通の状況その他の状況を勘案して、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに市長が定める自動車の1日当たりの交通量をいう。

(21) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

(22) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

(23) 普通道路 道路構造令（以下「令」という。）第3条第6項に規定する普通道路をいう。

(24) 小型道路 令第3条第6項に規定する小型道路をいう。

(道路の区分)

第3条 道路は、令第3条に定めるところにより区分するものとする。ただし、第1種、第2種第1級及び第3種第1級並びに第2種の小型道路に係る区分は、適用しないものとする。

第2章 一般的技術的基準

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯その他別に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び第3種の道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区	分	地	形	設計基準交通量（単位 1日につき台）	
第3種	第2級	平	地	部	9,000
	第3級	平	地	部	8,000
		山	地	部	6,000

	第 4 級	平 地 部	8, 0 0 0
		山 地 部	6, 0 0 0
第 4 種	第 1 級		1 2, 0 0 0
	第 2 級		1 0, 0 0 0
	第 3 級		9, 0 0 0

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表に掲げる値に0.8を乗じて得た値とする。

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数 ≥ 4 以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線 ≥ 2 以上とし、当該道路の区分及び第3種の道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第 2 種			1 7, 0 0 0
第 3 種	第 2 級	平 地 部	9, 0 0 0
		山 地 部	7, 0 0 0
	第 3 級	平 地 部	8, 0 0 0
		山 地 部	6, 0 0 0
	第 4 級	山 地 部	5, 0 0 0
第 4 種	第 1 級		1 2, 0 0 0
	第 2 級		1 0, 0 0 0
	第 3 級		1 0, 0 0 0

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表に掲げる値に0.6を乗じて得た値とする。

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合

においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区 分		車線の幅員 (単位 メートル)	
第 2 種		3.25	
第 3 種	第 2 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第 4 級		2.75
第 4 種	第 1 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 2 級及び第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第 2 種		1.75	1.25
第 3 種	第 2 級	1.75	1

	第 3 級	1	
	第 4 級		
	第 1 級		
第 4 種	第 2 級	1	
	第 3 級		
	第 3 級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第 2 種		0.5	0.25
第 3 種	第 2 級	0.25	
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	0.25	
	第 2 級		
	第 3 級		

- 6 中央帯のうち側帯以外の部分 (以下「分離帯」という。) には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 車線 (登坂車線, 屈折車線及び変速車線を除く。) の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
第 2 種		1.25	
第 3 種	第2級から普通道路	0.75	0.5
	第4級まで小型道路	0.5	
	第5級	0.5	
第 4 種		0.5	

3 前項の規定にかかわらず、歩道又は自転車歩行者道を設ける第3種又は第4種の道路であって、自転車の通行に配慮して安全かつ円滑な交通を確保するため特に必要があるものの車道の左側に設ける路肩の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合については、1メートルまで縮小することができる。

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
第 2 種	0.75
第 3 種	0.5
第 4 種	0.5

5 第3種(第5級を除く。)の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路(第3項に規定する道路を除く。)にあっては、当該道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

- 8 第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、0.5メートルとする。
- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項から第4項までに規定する路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位:メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第10条 自動車の交通量が1日につき4,000台以上であり、かつ、自転車の交通量が1日につき1,000台以上である第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が1日につき1,000台以上である第3種若しくは第4種の道路又は自動車の交通量が1日につき4,000台以上であり、かつ、歩行者の交通量が1日につき1,000人以上である第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が1日につき4,000台以上の第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が1日につき1,000人以上である道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる値を加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 横断歩道橋等を設ける場合 3メートル
- (2) ベンチの上屋を設ける場合 2メートル
- (3) 並木を設ける場合 1.5メートル
- (4) ベンチを設ける場合 1メートル
- (5) その他の場合 0.5メートル

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。),歩行者の交通量が1日につき1,000人以上の第3種(第5級を除く。)の道路(自転車

歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合として別に定める場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が1日につき1,000人以上である道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる値を加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - (1) 横断歩道橋等を設ける場合 3メートル
 - (2) ベンチの上屋を設ける場合 2メートル
 - (3) 並木を設ける場合 1.5メートル
 - (4) ベンチを設ける場合 1メートル
 - (5) その他の場合 0.5メートル
- 5 歩道に、歩行者の安全を確保するため防護柵を設置する場合又は緑化の推進を図るため植樹ますを設置する場合においては、前項の基準によらないことができる。この場合においては、当該歩道において、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 路上施設を除いた部分の幅員は、1.75メートル以上とすること。
 - (2) 延長20メートル以内ごとに第3項に規定する幅員を確保した区間を設けること。
- 6 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停留所その他これらに類する施設に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第14条 積雪地域（2月の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5年以上の間における平均をいう。以下同じ。）が50センチメートル以上の地域又はこれに準じる地域をいう。）に存する道路の中央帯，路肩，自転車歩行者道及び歩道の幅員は，除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯及び植樹ます）

第15条 第4種第1級及び第2級の道路には，植樹帯を設けるものとし，その他の道路には，必要に応じ，植樹帯又は植樹ますを設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 植樹帯の幅員は，1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は，当該道路の構造及び交通の状況，沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には，前項の規定にかかわらず，その事情に応じ，同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路（都市若しくは地域の骨格となる道路又は交通量が非常に多い道路をいう。以下同じ。）の区間

(2) 相当数の住居が集合し，又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯及び植樹ますの植栽に当たっては，地域の特性等を考慮して，樹種の選定及び樹木の配置を適切に行うものとする。

（設計速度）

第16条 道路（副道を除く。）の設計速度は，道路の区分に応じ，次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第 2 種		60	50又は40
第 3 種	第 2 級	60	50又は40
	第 3 級	60，50又は40	30
	第 4 級	50，40又は30	20

	第 5 級	40, 30又は20	
第 4 種	第 1 級	60	50又は40
	第 2 級	60, 50又は40	30
	第 3 級	50, 40又は30	20
	第 4 級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の円滑な走行のために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度及び曲線半径、地形の状況その他当該道路が置かれている環境を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道

等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	道路の存する地域	最大片勾配 (単位 パーセント)
第2種及び 第3種	積雪寒冷地域(2月の積雪の深さの最大値の累年平均が50センチメートル以上の地域又は1月の平均気温の累年平均が摂氏0度以下の地域をいう。)	8
	その他の地域	10
第4種		6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
60	50

50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
第2種及び第3種 普通道路	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12

第 4 種	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
小型道路	60	8		
	50	9		
	40	10		
	30	11		
	20	12		

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ないことその他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装の構造については、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）を準用する。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、当該基準によらないことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、道路の構造、気象状況その他当該道路が置かれている環境を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第28条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
60	10.5
50	11.5

	40
	30
	20

(排水施設)

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第30条 道路は、駅前広場その他の特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる値まで縮小することができる。

(1) 第4種第1級の普通道路 3メートル

(2) 第4種第2級又は第3級の普通道路 2.75メートル

(3) 第4種の小型道路 2.5メートル

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差

とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第32条 道路が鉄道又は軌道法による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上における当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
5 0 未 満	110
5 0 以 上 7 0 未 満	160
7 0 以 上 8 0 未 満	200
8 0 以 上 9 0 未 満	230
9 0 以 上 1 0 0 未 満	260
1 0 0 以 上 1 1 0 未 満	300
1 1 0 以 上	350

（待避所）

第33条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で別に定めるものを設けるものとする。

(凸部、^{きく}狭窄部等)

第35条 第3種第5級の道路（主として近隣に居住する者の利用に供するものに限る。）又は第4種第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に^{きく}狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第38条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で別に定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊その他これらに類する事象により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、

当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度、トンネルの長さ等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準じる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 技術的基準の特例

(附帯工事等の特例)

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで(第7条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条を除く。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第42条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより第3条において引用する令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第4項及び第5項並びにこの条例第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該府道の区分とみなす。

(小区間改築等の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路

の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
- 3 既に都市機能が相当程度集積している市街地であって、かつ、将来にわたり土地利用の状況に大きな変動が生じることはないと思込まれる地域で道路の一部の区間を改築する場合において、当該道路を通行する車両の特性から、自動車の交通に著しい支障を及ぼさないと認められるときは、第4条第2項及び第3項の規定によらないことができる。

第4章 自転車専用道路、歩行者専用道路等に関する技術的基準

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方の余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第42条まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項の規定は、適用しない。

第5章 雑則

(委任)

第46条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に着手する新設又は改築の工事に係る道路について適用し、この条例の施行の際現に着手している新設又は改築の工事に係る道路については、なお従前の例による。

(建設局建設企画部監理検査課)